

リスク評価（一次）評価Ⅱにおけるp-ジクロロベンゼンの
評価結果について
（生態影響）

令和8年1月改訂
厚生労働省
経済産業省
環境省

平成28年1月に公表された生態影響に係るp-ジクロロベンゼンのリスク評価（一次）評価Ⅱの評価結果は、以下の事項を確認することとされていたため、平成28年1月以降に新たに得られた情報によりリスク評価を実施した。

<平成28年1月公表の「評価結果及び今後の対応について」>

○p-ジクロロベンゼンについて、生態影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから水生生物及び底生生物に対する予測無影響濃度(PNEC)を導出し、暴露評価として、化審法の届出情報、PRTR情報等に基づく予測環境中濃度(PEC)の計算、環境モニタリングによる実測濃度の収集整理等を行った。リスク評価としてこれらを比較した結果、PECがPNECを超えた地点が確認されたものの地点数は限られていた¹。

また、製造・輸入数量の経年変化は、平成22年度以降ほぼ横ばいであった。

○このことから、現在推計される暴露濃度では、p-ジクロロベンゼンによる環境の汚染により広範な地域での生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

○ただし、モニタリングデータ²に不確実性があることから、当該地点の追加モニタリングを行うことにより、その地点における暴露状況を把握する。これらの結果については審議会に報告することとし、必要に応じて再度審議に諮るものとする。

¹ 環境モニタリングによる実測濃度においてPECがPNECを超えた地点が1地点（PEC/PNECは3.0）確認された。

² 過去10年の環境モニタリングによる実測濃度においてPECがPNECを超えた地点があるが、当該地点の直近5年の測定結果がない。

p-ジクロロベンゼンに関する上記の今後の対応を踏まえた評価結果及び今後の対応は以下のとおりとする。

38
39 <新たに得られた情報>

40 ○平成 27 年度以降に水質濃度及び底質濃度の実測を行い、当該地点での
41 環境中濃度と水質、底質それぞれの PNEC を比較した結果、すべての地
42 点で環境中濃度が PNEC を下回っていた。

43
44 ○化審法の届出製造・輸入数量は約 50,000～60,000 トンで推移してい
45 る。

46
47 <今後の対応>

48 ○*p*-ジクロロベンゼンは人健康影響の観点からは評価Ⅰ継続中である
49 ため、引き続き優先評価化学物質とする。
50

新たに得られた情報に基づく評価

○環境モニタリングデータによる評価

- ・近年の *p*-ジクロロベンゼンの水質及び底質モニタリングデータを元に、リスクを評価した。結果は表 1 のとおり。

表 1 環境モニタリングに基づく PEC/PNEC 比区分別地点数

PEC/PNEC 比の区分	水生生物	底生生物
$1 \leq \text{PEC/PNEC}$	0 (ND:1, 140)	0
$0.1 \leq \text{PEC/PNEC} < 1$	1 (ND:77)	0
$\text{PEC/PNEC} < 0.1$	7 (ND:144)	0 (ND:17)

ND : 検出下限値未満

(参考)

●環境媒体中の検出状況

(1) 水質モニタリングデータ

表 2 近年の水質モニタリングにおける最大濃度

期間	モニタリング事業名	最大濃度 (mg/L)
令和 4 年度	要調査項目	0.005

表 3 近年の水質モニタリング調査結果

測定年度	モニタリング事業名	検出濃度範囲 (mg/L)	検出下限値 (mg/L)	検出 地点数	懸念地点数 (水生生物)
平成 30 年度	公共用水域	—	0.0001~0.03	0/884	0
令和元年度	公共用水域	—	0.0001~0.03	0/865	0
	優先評価化学物質の 環境残留状況把握調査	—	6.5×10^{-6}	0/2	0
令和 2 年度	公共用水域	—	0.0001~0.03	0/818	0
令和 3 年度	公共用水域	—	0.0001~0.03	0/785	0
令和 4 年度	公共用水域	—	0.0001~0.03	0/800	0
	要調査項目	$6.0 \times 10^{-6} \sim 0.005$	4.0×10^{-6}	8/20	0
令和 5 年度*	公共用水域	—	0.0001~0.03	0/742	0
令和 6 年度*	要調査項目	$5.0 \times 10^{-6} \sim 0.0034$	4.0×10^{-6}	20/47	0

*参考

(2) 底質モニタリングデータ

表 4 近年の底質モニタリングにおける最大濃度

測定年度	モニタリング事業名	最大濃度 (mg/kg-dry)
平成 28 年度	黒本調査	<0.017

表 5 近年の年度別底質モニタリング調査結果

測定年度	モニタリング事業名	検出濃度範囲 (mg/kg-dry)	検出下限値 (mg/kg-dry)	検出 地点数	懸念地点数 (底生生物)
平成 28 年度	黒本調査	—	0.017	0/15	0
令和元年度	優先評価化学物質の 環境残留状況把握調査	—	0.0014	0/2	0

●なお、令和 4 年度実績の PRTR 排出量¹を用い、排出源ごとの暴露シナリオによるリスク評価及び様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによるリスク評価を行った結果、全ての地点で予測環境中濃度は PNEC を下回っていた。

¹ PRTR 届出において、令和 4 年度のジクロロベンゼンの公共用水域への排出又は下水道への移動の実績(1kg 以上)があった事業所に異性体の使用状況について確認を行い、*p*-ジクロロベンゼンの排出・移動量に反映の上、リスク推計を行った。

●化審法に基づく届出情報（製造・輸入数量の経年変化）

前回の評価で用いられた化審法に基づく届出情報（平成 25 年度実績）及び令和元年度実績から令和 4 年度実績までの製造・輸入数量の経年変化を図 1 に示す。

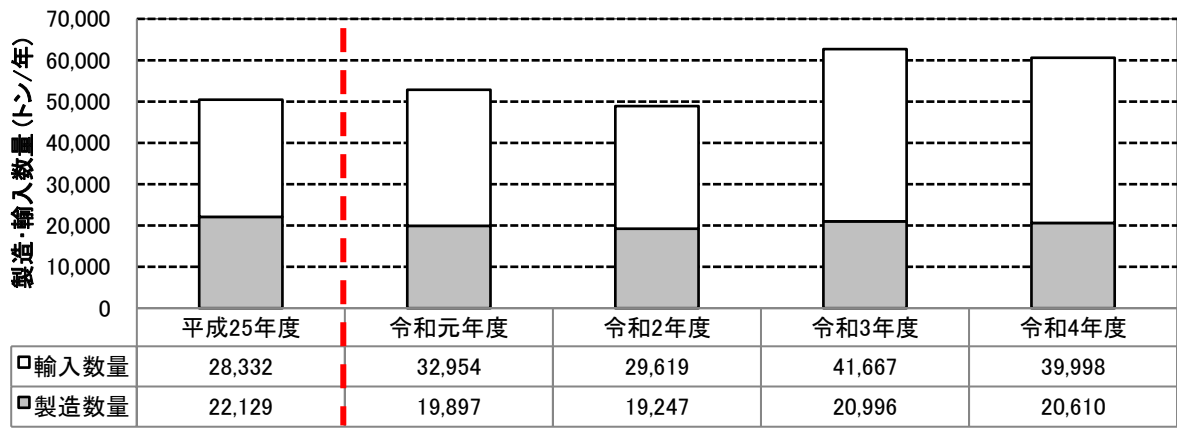


図 1 化審法に基づく製造・輸入数量の経年変化

●PRTR 制度に基づく届出情報等（排出・移動量の経年変化）

前回の評価で用いられた PRTR 制度に基づく届出情報等（平成 25 年度実績）及び令和元年度実績から令和 4 年度実績までの排出・移動量の経年変化を図 2 に示す。

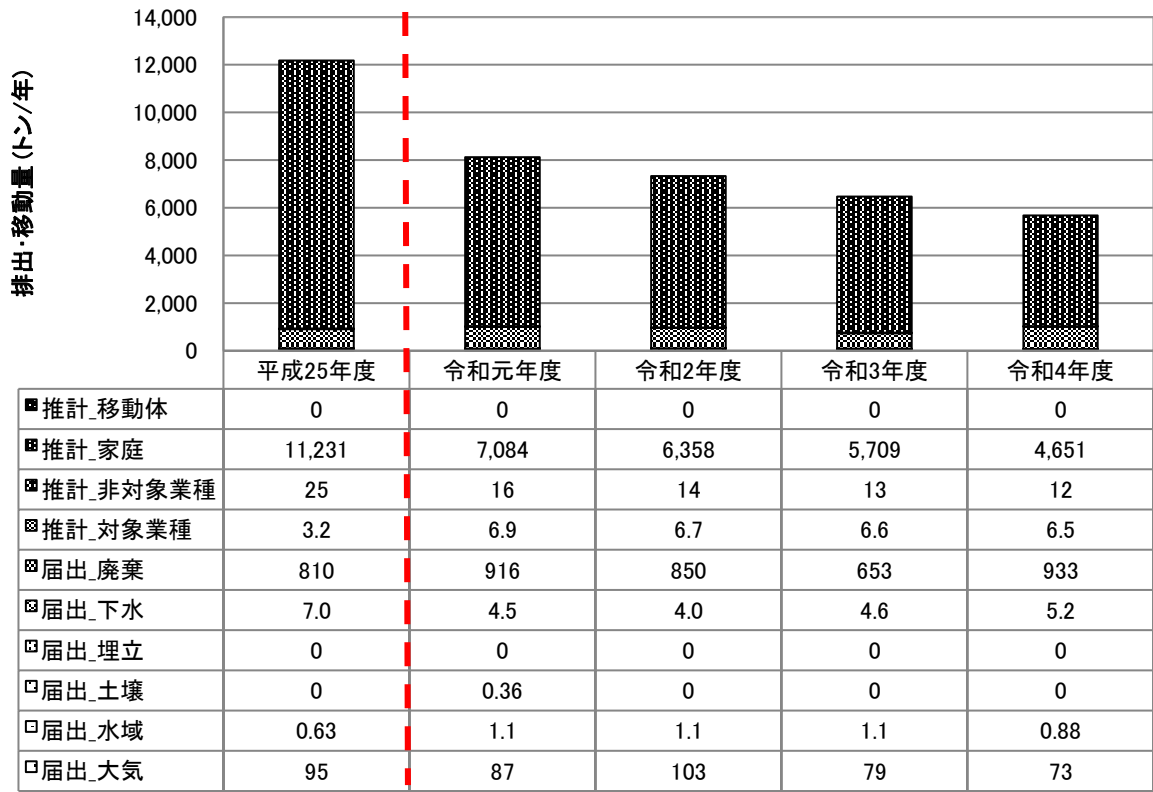


図 2 PRTR 制度に基づく排出・移動量の経年変化（※ジクロロベンゼンとしての値）